

包括	前回	カテゴリ	質問内容
	Q10	要綱	緩和型S（通所・訪問）は4月以降も原則週一回、アセスメントにより週二回も可に変更なしか→お見込みの通り 今後示される要綱やケアマネジメントマニュアルでは明記されますか？してほしいですが ※現在HPに掲載されている要綱には記載がありません。併せて掲載されている3/28付事務連絡では未確定となっているので要綱も修正 されることはありますか？
6		理由書 運用	緩和型サービスを暫定で開始するケース 要介護→要支援 認定遅れの場合などはすでにサービス開始している場合もあり、サービスが先行する場合も可能か？ 理由書は認定後の提出でその際の保険者判断に従いサービスの変更等を行うなどの取り扱いか
6		理由書 運用	緩和型S（通所・訪問）サービスを利用する場合、理由書を先に市へ提出し、必要との判断を受けてからケアプラン作成、利用という手 順ですか
6	Q5	理由書 運用	既存利用者のプラン更新ケース（訪問看護+訪問A 半年期限プラン） 令和6年度中に再度ケアプラン更新がくる場合、理由書の提出は不要ですか？次回（来年度）更新のタイミングで理由書提出ということ でよいのか
	Q19 Q26	理由書	理由書や検討会議の決定について一定の拘束力を持たせるとのことだが、具体的にはどのようなものですか？ 保険給付しないとかですか？
4		理由書	理由書の配布はいつですか（4/1から総合事業を使う予定の方は理由書がない状態です）
1 4		理由書	理由書【利用希望サービス】のチェック欄 訪問看護等はそもそも理由書不要なのでチェック自体も不要ではないでしょうか 来年度以降で既存利用者の【利用中】ということであれば併給している場合もあるので記載の意味は一定あると思います
1 4		理由書	理由書の利用希望サービスのチェック欄の欄外の記述 ①②が何を示すのか？この書類だけでは理解ができないと思う。そもそもこの注釈は必要か？
6		理由書	理由書【作成後の流れ】・別紙【C】の提出について→誰が誰に提出するのですか（包括→守口市、包括→居宅） 検討会議必要性の判断→地域包括のみが要否の判断を行うのですか。包括が行った判断が覆ることもありますか 提出後市側の判断に一定の時間がかかることもありますか？
6		理由書	理由書に不要な記載がある
6		理由書	ケアマネから提出された理由書は包括から高齢介護課へ提出する流れでよいのか？（誰に？窓口の機械では書類提出として取り扱うのです か？） 高齢介護課で受け付けてもらい、すぐ承認をもらえるか？
	Q11 Q13 Q14	要綱 運用	単位数やサービスコードに変更はあるか→ある 訪問型サービスの月算定及び日割り対応 サービスコード含めたHPへの掲載及びブレインシステムへの反映はいつごろになりますか
1		通所C 要綱	通所C型 要綱では基本単位が580（545）単位ですが、利用者負担はチラシ掲載のとおりこれまで通りですか？
1 6		通所C 要綱	要綱（6）介護予防ケアマネジメント 4の項：通所型サービスC連携加算 情報の連携とあるがどのような情報をどのようなやり取りをすれば加算されるのか。 この加算はケアマネジャーのみに算定される加算ですか
1 6		通所C 要綱	要綱（6）介護予防ケアマネジメント 5の項：介護予防ケアマネジメントB費について 終了後とは従来通り終了3か月目と6か月目のモニタリングのことですか？ 200単位しか記載がないが、以前の6か月目のモニタリングである終了応援Ⅰ（400単位）は廃止ですか？
1		要綱	（5）通所型サービスC 備考1～4、5～8 の事例について 栄養、口腔指導の減算について、実施がなかった月があったとしても残り2か月で3回の指導を実施すれば減算を適用しないということ ですか？例えば1か月目は実施なし、2か月目に1回、3か月目に2回実施した場合、1か月目の減算は適用しないとすると、過去のものを 適用しないとなると3か月目に栄養（口腔）加算を2回分算定するということですか？

1 6		訪問A 要綱	訪問型サービスAについて 訪問型サービスAⅢでは週3回程度の利用との記載がある。アセスメントにより週3回の利用を想定しているのか。 要支援2でも原則週1回、最大週2回（2022.11月連絡会にて）。また総合事業開始時の資料でも週1回、月5回 ケアマネジメントにより週2回、最大10回との記載があるが、それを見直すということですか Q10の回答と食い違うことになりますがいかがですか？
1		運用	自立支援型ケア会議やケアマネジメント検討会議に関するスケジュールに動きはありますか
4	Q40 Q41	運用	居宅事業所が委託から直持ちに変更になる場合の手続きや手順、関わり方などを教えていただきたい 契約など実施方法は調整中のことだったが、改正にあたり示されている指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与とは具体的にどのようなものになるのかお示しいただきたい
4		運用	福祉用具についての対応の方向性（事業所からの問い合わせがあります） 選択制の対象用具においては福祉用具専門員又はケアマネジャーが対応することが示されている→医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案とあるが専門職とは？医師に意見を求めても対応いただけないし回答できないのでは
4		その他	高齢介護課の包括担当、住改担当、介護保険担当など担当を教えてください
4		その他	窓口業務で今までと何か変わることがありますか
1 4		その他	審査会日程など申請手続きにおける進捗確認がしにくくなるとの話を聞いた。なぜし難くすることになったのか？ 相談内容によっては一次判定や審査会情報等をタイムリーに引き出すことが必要なケースや認定の遅れなどからやむを得ないケースもあると思います。今まで通り柔軟な対応を求めたい。
4		その他	介護支援専門員に対して正式な説明は行われるのでしょうか
4		その他	介護保険料が上がることで市民からクレームが来た場合、全包括が統一した答えが必要なのでは？（高齢介護課にお願いしていますが）
4		運用	くすのき時代に取り交わした契約書は守口市に変更になると取り直さないといけないのか？（もしとらないというのであれば、くすのき広域を守口市に読み替えますというような但し書きが配布されるのでしょうか
4		書式等	運営規定・契約書のひな型はいつ配布されるのでしょうか
6		書式等	基本チェックリストもこのまま使用するのか？いずれ変わる予定ですか？
全包括		書式等	重要事項説明の押印は不要なのではないか→事業者代表者印、説明者印、利用者印、代理人印 個人情報同意書の印鑑も不要にするか
5		書式等	運営規定ひな形の文言に誤り等があるが訂正は各包括ごとで行う？
2		書式等	書式ひな形について→包括と利用者の契約書、包括と委託先との契約書、企画書、重説別紙
6		書式等	重要事項説明別紙の職員名を記載不要とする連絡について。契約書（第8条）に担当者を記載するとの文言がある。契約書の見直しも必要ではないか
3		その他	職員配置報告書についての書式は？報告日は翌月10まで？
3		その他	報告書類提出は紙での提出ですか

3	Q37	その他	新しいPCでUSBは使っていいですか？
2		その他	4月に入った。前回のQA（内部資料扱い）はもう公表は可能ですか？
2		その他	居宅支援事業所への説明会は？ケアマネ連絡会などで説明予定はありますか
2		その他	講師謝礼分の報告書は今後も請求時に添付が必要ですか？記載されている事項は報告書と同じなので不要では？

他包括への質問

6			個人情報使用同意書に押印をもとめているか
6			暫定プランで対応する場合、委託先にどのような書類提出を求めているか？ 暫定プランの提出を求めているか？暫定の間の利用票、基本チェックリスト等、その他の書類提出は求めているか？ 要介護で暫定プラン作成している場合はどうか？

4/10	前回	カテゴリ	質問内容	回答
1	Q10	マニュアル	緩和型S（通所・訪問）は4月以降も原則週一回、アセスメントにより週二回も可に変更なしか→お見込みの通り 今後示される要綱やケアマネジメントマニュアルでは明記されますか？してほしいですが ※現在HPに掲載されている要綱には記載がありません。併せて掲載されている3/28付事務連絡では未確定となっているので要綱も修正されるでしょうか？	ケアマネジメントマニュアルに明記します。 要綱の修正はありません。 ※マニュアルを提示
2		理由書 運用	緩和型サービスを暫定で開始するケース 要介護→要支援 認定遅れの場合などはすでにサービス開始している場合もあり、サービスが先行する場合も可能か？ 理由書は認定後の提出でその際の保険者判断に従いサービスの変更等を行うなどの取り扱いか	お見込みのとおりです。 ※総合事業の指定を取っている事を確認しておいてください。 ※認定確定後に提出してください。（新規含めて確定後）
3		理由書 運用	緩和型（通所・訪問）サービスを利用する場合、理由書を先に市へ提出し、必要との判断を受けてからケアプラン作成、利用という手順ですか	お見込みのとおりです。 包括である程度判断→必要時は事前に市への電話相談も可能。 窓口にて包括と市で協議し利用の可否を決めます。状況に応じて、リハ職同行や介護予防ケアマネジメント検討会議に図る可能性があります。今年度上半期は業務の都合上、可能な限り包括と市で窓口にて判断していきます。
4	Q5	理由書 運用	既存利用者のプラン更新ケース（訪問看護+訪問A 半年期限プラン） 令和6年度中に再度ケアプラン更新がくる場合、理由書の提出は不要ですか？次回（来年度）更新のタイミングで理由書提出ということでしょうか	総合事業のサービスが初めてであれば提出が必要です。 現在、総合事業のサービス利用中であれば、来年度の更新タイミングで理由書提出が必要です。 【運用方法】 理由書記入後、ケアマネジャーより圏域包括に提出 ↓ 包括から理由書を以下のいずれかの方法で市に提出 ①窓口にて ②ブレインの理由書格納フォルダにて ※急ぎの場合は、担当（近藤・渡邊）に一方連絡 ↓ 市担当と包括とで協議後、判断を確定 ①窓口提出であれば窓口で協議 ②ブレインによる提出であれば電話にて協議 ↓ 市担当より判断確定項目を☑し守口市確認欄を押印。協議内容は【B】 ③余白もしくは欄外に追記する ↓ 市担当者よりコピーして包括連絡便で返却する ※窓口又は電話で判断は確定している為、コピーを受け取る前に返却は可能
5	Q19 Q26	理由書	理由書や検討会議の決定について一定の拘束力を持たせるとのことだが、具体的にはどのようなものですか？ 保険給付しないとかですか？	今年一年は移行期間として利用者にも丁寧に合意形成を図る期間となりますが、次期のケアプラン更新（来年度）により、アセスメントで必要のないサービスと判断される場合は、保険給付しないことを原則として捉えてください。
6		理由書	理由書の配布はいつですか（4/1から総合事業を使う予定の方は理由書がない状態です）	市共有フォルダにR6.4月から活用できる理由書を掲載しておりましたが、修正が必要のため、再度4月包括連絡会で確認後再度アップします。
7		理由書	理由書【利用希望サービス】のチェック欄 訪問看護等はそもそも理由書不要なのでチェック自体も不要ではないでしょうか 来年度以降で既存利用者の【利用中】ということであれば併給している場合もあるので記載の意味は一定あると思います	修正しました。
8		理由書	理由書の利用希望サービスのチェック欄の欄外の記述 ①②が何を示すのか？この書類だけでは理解ができないと思う。そもそもこの注釈は必要か？	修正しました。
9		理由書	理由書【作成後の流れ】・別紙【C】の提出について→誰が誰に提出するのですか（包括→守口市、包括→居宅） 検討会議必要性の判断→地域包括のみが要否の判断を行うのですか。包括が行った判断が覆ることもありますか 提出後市側の判断に一定の時間がかかることもありますか？	別紙【C】について 包括が理由書提出する際に、包括と市の間で検討会議の必要性を決定。検討会議開催後は担当した包括により「議論した内容」「検討結果」を記載。原本は市へ提出し、コピーを居宅介護支援事業所へ提出してください。

10		理由書	理由書に不要な記載がある	具体的に提示してください。→解決済み
11		理由書	ケアマネから提出された理由書は包括から高齢介護課へ提出する流れでよいのか？（誰に？窓口の機械では書類提出として取り扱うのですか？） 高齢介護課で受け付けてもらい、すぐ承認をもらえるか？	お見込みのとおりです。 可能な限り、窓口で市担当職員（渡邊・近藤）で対応し承認する方向です。
12	Q11 Q13 Q14	要綱 運用	単位数やサービスコードに変更はあるか→ある 訪問型サービスの月算定及び日割り対応 サービスコード含めたHPへの掲載及びブレインシステムへの反映はいつごろになりますか	現在要綱の決裁中であり、決済終了後に周知予定です。 訪問介護については、月算定の予定です（HPに報酬等の予定の掲載します）。
13		通所C 要綱	通所C型 要綱では基本単位が580（545）単位ですが、利用者負担はチラシ掲載のとおりこれまで通りですか？	単位数の変更があります。コード票を配布します。 チラシの変更は今年度中に行います。
14		通所C 要綱	要綱（6）介護予防ケアマネジメント 4の項：通所型サービスC連携加算 情報の連携とあるがどのような情報をどのようなやり取りをすれば加算されるのか。 この加算はケアマネジャーのみに算定される加算ですか	介護予防支援のサービスがあれば、通所型サービスC連携加算を算定することができません。総合事業（ケアマネジメントA）のみであれば、初回到報酬、初回加算、通所型サービスC連携加算の算定が可能であり、翌月からは、報酬、通所型サービスC連携加算の算定が可能となります。算定理由として、包括または委託の居宅介護支援事業所が通所型Cの事業所と必要な情報提供の連携を行っていれば取れる加算です。
15		通所C 要綱	要綱（6）介護予防ケアマネジメント 5の項：介護予防ケアマネジメントB費について 終了後とは従来通り終了3か月目と6か月目のモニタリングのことですか？ 200単位しか記載がないが、以前の6か月目のモニタリングである終了後（400単位）は廃止ですか？	お見込みのとおりです。
16		要綱	（5）通所型サービスC 備考1～4、5～8 の事例について 栄養、口腔指導の減算について、実施がなかった月があったとしても残り2か月で3回の指導を実施すれば減算を適用しないということですか？例えば1か月目は実施なし、2か月目に1回、3か月目に2回実施した場合、1か月目の減算は適用しないとすると、過去のを適用しないとなると3か月目に栄養（口腔）加算を2回分算定するということですか？	基本は、4回に1回は、口腔、栄養の指導を実施するが、最終に実施していない回数に応じて減算を行うこととしている。例として、12回に3回実施するところを2回しかしていない場合は、1回の減算とすればよい。
17		訪問A 要綱	訪問型サービスAについて 訪問型サービスAⅢでは週3回程度の利用との記載がある。アセスメントにより週3回の利用を想定しているのか。 要支援2でも原則週1回、最大週2回（2022.11月連絡会にて）。また総合事業開始時の資料でも週1回、月5回 ケアマネジメントにより週2回、最大10回との記載があるが、それを見直すということですか Q10の回答と食い違うことになりますがいかがですか？	守口市としては原則週1回としています。現在、利用している者以外に今後の複数回数利用は想定しない。
18		運用	自立支援型ケア会議やケアマネジメント検討会議に関するスケジュールに動きはありますか	改めて、令和6年度下半期で調整しており、出来上がり次第提示します。
19	Q40 Q41	運用	居宅事業所が委託から直持ちに変更になる場合の手続きや手順、関わり方などを教えていただきたい 契約など実施方法は調整中のことだったが、改正にあたり示されている指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与とは具体的にどのようなものになるのかお示しいただきたい	契約書については、3者契約が可能なひな形をブレインに掲載しております。3者の契約が解除となるまでの使用となります。ケアマネジメントに介護予防支援のサービスを提供する場合、包括から指定介護用支援事業所に変更となるため、相互の調整を行っていただく必要があります。
20		運用	福祉用具についての対応の方向性（事業所からの問い合わせがあります） 選択制の対象用具においては福祉用具専門員又はケアマネジャーが対応することが示されている→医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案とあるが専門職とは？医師に意見を求めても対応いただけないし回答できないのでは	介護保険最新情報Vol1261（令和6年4月30日）の間6～間8に選択制に医学的所見の取得ついて、専門職でも利用者の担当として医師と連携をとれている等の内容が掲載されていますので、参考としてください。
21		その他	高齢介護課の包括担当、住改担当、介護保険担当など担当を教えてください	包括担当：渡邊・近藤 住改担当：窓口給付担当・総務班 介護保険担当とは ※業務分担表を回答
22		その他	窓口業務で今までと何か変わることがありますか	※窓口業務委託先では、担当を定期的に入れ替える為、担当者名をお伝えすることは難しいため、「認定担当」「給付担当」と指名してください。

23		その他	審査会日程など申請手続きにおける進捗確認がしにくくなるとの話を聞いた。なぜし難くすることになったのか？ 相談内容によっ ては一次判定や審査会情報等をタイムリーに引き出すことが必要なケースや認定の遅れなどからやむを得ないケースもあると思います。今まで通り柔軟な対応を求めたい。 ※虐待や困難事例にて情報開示ができないと業務に支障をきたすため、これまで通り窓口で対応可能であれば良いが、難しい場合、地区担当に依頼するものか、示してほしい	大きな変更点はありません。 (包括より) ※虐待や困難事例について 総括：渡邊 3・4・5包括：関 1・2・6包括：永易 ※現時点は、関さんが全て把握して永易さん・渡邊さんと共有しています。 ※情報開示については、関・永易・渡邊・近藤に一方ください。連絡便等で情報提供します。窓口来所時は、上記4名に声をかけてください。即時、提供します。 包括：一次判定伝える ケアマネ：事業班（西田・増田・小川）に繋げてもらえれば、5月に限り、一次判定を伝えます。（6月以降は要検討）
24		その他	介護支援専門員に対して正式な説明は行われるのでしょうか	6月25日に書面による（HP掲載）集団指導を開催予定。
25		その他	介護保険料が上がることで市民からクレームが来た場合、全包括が統一した答えが必要なのは？（高齢介護課にお願いしています）	4月から順次説明を行い、情報共有しています。
26		運用	くすのき時代に取り交わした契約書は守口市に変更になると取り直さないといけないのか？（もしとらないというのであれば、くすのき広域を守口市に読み替えますというような但し書きが配布されるのでしょうか	契約書については、くすのき広域連合の文言があるか教えてください。基本、契約を継続している間は、引き続きしようと考えております。
27		書式等	運営規定・契約書のひな型はいつ配布されるのでしょうか	市共有フォルダに格納済み
28		書式等	基本チェックリストもこのまま使用するのか？いずれ変わる予定です	変更点はありません。 ※守口市版の3枚複写様式はこれから作成のため、現在の在庫を運用してください。
29		書式等	重要事項説明の押印は不要なのではないか→事業者代表者印、説明者印、利用者印、代理人印 個人情報同意書の印鑑も不要にするか	利用者及び家族等から、重説の説明を受けていないなどの苦情があった場合、署名及び押印があることで当該説明の同意を得たことを利用者等に説明ができることから、押印についても必要と考えるが、署名だけで苦情があった場合の説明ができるのであれば、事業者の判断で不要としてもよい。 ※守口市内包括で統一するかは各法人に確認が必要。
30		書式等	運営規定ひな形の文言に誤り等があるが訂正は各包括ごとで行う？	訂正が必要な点をご指摘ください。 各包括で訂正可能であれば、各自でお願いします。 ※訂正後、再度情報提供
31		書式等	書式ひな形について→包括と利用者の契約書、包括と委託先との契約書、企画書、重説別紙	市共有フォルダに格納済み
32		書式等	重要事項説明別紙の職員名を記載不要とする連絡について。契約書（第8条）に担当者を記載するとの文言がある。契約書の見直しも必要ではないか	大阪府に問い合わせたところ、重要事項説明書の説明者の氏名は必須であると回答あり。同じく別紙についても、説明を行った者の氏名を記載することとする。
33		その他	職員配置報告書についての書式は？報告日は翌月10日まで？	書式はくすのきを準用します。 改めてご連絡します。 ※メールにて翌月10日に報告してください。
34		その他	報告書類提出は紙での提出ですか	今年度は、くすのきでの運用を基本として、省略できるところを協議の上、図っていきます。（基本紙で）
35	Q37	その他	新しいPCでUSBは使っていいですか？	新ブレインパソコンでのUSB使用は可 ※ただし、私物USBは厳禁。用途を明確にしてください。（例：国保連・業務のみなど）
36		その他	4月に入った。前回のQA（内部資料扱い）はもう公表は可能ですか？	今後精査して公表します。
37		その他	居宅支援事業所への説明会は？ケアマネ連絡会などで説明予定はありますか	6月25日に書面開催（HP掲載）集団指導を開催予定。 5月からのケアマネ連絡会にて順次、市の施策を紹介。

38		その他	講師謝礼分の報告書は今後も請求時に添付が必要ですか？記載されている事項は報告書と同じなので不要では？	今後も必要になります。
39		その他	くすのき広域連合では、介護予防支援費と初回加算と委託先連携加算の場合は、計算した金額に1円をプラスしていたが、守口市では、1円をプラスしないのか。	質問のとおり、くすのき広域連合では、介護予防支援費と初回加算と委託先連携加算の場合に限り、報酬、加算ごとに計算を行い計算後の金額を加算していたため、1円のプラスが出ていましたが、守口市においては、他の報酬加算の計算式のとおり、算出することになります。 例) ((442単位(報酬) + 300単位(初回加算) + 300単位(委託連携加算) × 11.05(地域区分)) × 90% = 10,362.69 (小数点切捨)
	他包括への質問			
40			個人情報使用同意書に押印をもとめているか	ひな形は、市共有フォルダに掲載。 これまでの様式を準用。 ※本人家族抜きでケアマネが病院主治医に情報をもらいに行く場合も記載している。
41			暫定プランで対応する場合、委託先にどのような書類提出を求めているか？ 暫定プランの提出を求めているか？暫定の間の利用票、基本チェックリスト等、その他の書類提出は求めているか？ 要介護で暫定プラン作成している場合はどうか？	⑤④暫定でサービス利用している場合、認定確定、遡って本プラン提出してもらう。(暫定プランは求めている) ③暫定の間(介護プランの場合はそれをもらう)認定が出たら遡って予防プランを提出
42			包括連絡会にて、各事業所報告は必要か	全体把握ができる為、各事業所の内容記載は、これまで同様に各担当包括が確認後、様式に記入。 市共有フォルダに格納できるようフォルダ作成 →第1高田氏に依頼

市町村コード	27209
市町村名	守口市

令和 6 年 4 月 2 3 日現在

部・課	健康福祉部		
	高齢介護課		
代表電話	06-6992-1221	無線電話	
直通電話	06-6992-1610		
F A X	06-6991-2551	E-mail	Mori_kourei@city-moriguchi-osaka.jp
〒・住所	〒 570-8666		
	守口市京阪本通2-5-5		

担当職員

係名	職名	氏 名	内線等	直通・担当業務等
健康福祉部	部長	西尾 浩樹	2340	部の統括
高齢介護課	次長兼課長	瀬尾 邦雄	2415	課の統括
	課長代理	加茂田 泰士	2421	課の統括補佐
	主幹	栖川 年男	2408	課の統括補佐
				北河内人材確保連絡会議に関する事
	主任	和田 高侑	2421	介護保険給付に関する事
				介護保険資格・賦課に関する事
	主任	藪田 成一	2423	介護保険給付に関する事
				介護保険補助金等報告・調査に関する事
				介護保険予算・決算等庶務に関する事
	主任	名越 信介	2422	介護保険給付に関する事
				介護保険資格・賦課に関する事
				介護保険予算・決算等庶務に関する事
				敬老月間(高齢者作品展)に関する事
				祝百歳高齢者に関する事
				いきいきふれあい祭りに関する事
				さんあい広場に関する事
				シルバー人材センターの補助金及び指導に関する事
				財務会計(支払い業務)に関する事
				文書管理(照会・調査・回答等)に関する事
				市広報等に関する事(HPの更新・広報掲載依頼)
				老人クラブの補助金及び指導に関する事
	主任	近藤 由香理	2415	給付の適正化に関する事
				総合事業に関する事
				高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業
				介護フェスタに関する事
				安否確認ホットライン(運用)に関する事
				生活支援コーディネーターに関する事
				地域包括支援センター運営委員会に関する事
	上席主査	西田 康恵	2413	認定審査会に関する事
				事故報告書に関する事
				情報開示に関する事
				認定調査に関する事
				介護保険地域支援事業に関する事(紙おむつ)
				円滑運営対策事業に関する事
	上席主査	七分 真由美	2424	介護保険給付に関する事
				介護保険資格・賦課に関する事
	主査	野村 和美	2413	指定・指導に関する事

				権限移譲(有料・サ高住・小規模特養) に関する事 養護老人ホームに関する事及び特養入所申込者状況調査 やむを得ない措置に関する事 給付の適正化に関する事 (運用) 高齢者虐待調査・報告に関する事 成年後見制度の調査 (照会) に関する事 居住支援協議会に関する事
	主査	島田 晃司	2423	介護保険給付に関する事 介護保険資格・賦課に関する事
	主査	井上 愛美	2423	介護保険資格・賦課に関する事 介護保険補助金等報告・調査に関する事 介護保険予算・決算等庶務に関する事
	主査	渡邊 真梨子	2411	地域包括支援センター (運営協議会含む) に関する事 介護特会に係る契約事務に関する事 総合事業に関する事 介護予防ケアマネジメント推進事業に関する事 自立支援型地域ケア会議に関する事 市域ケア会議・圏域ケア会議・個別ケア会議に関する事 地域づくり連携会議 社会資源情報サイト運用システムに関する事 生活支援コーディネーターに関する事)補佐 通いの場に関する事 ケース対応 (虐待・困難事例) 統括
	主査	田中 帆波	2424	介護保険資格・賦課に関する事 介護保険予算・決算等庶務に関する事 敬老月間(高齢者作品展)に関する事 祝百歳高齢者に関する事 いきいきふれあい祭りに関する事 さんあい広場に関する事 シルバー人材センターの補助金及び指導に関する事 財務会計(支払い業務)に関する事 文書管理(照会・調査・回答等)に関する事 市広報等に関する事(HPの更新・広報掲載依頼) 老人クラブの補助金及び指導に関する事
	一般	山崎 里恵	2414	指定・指導に関する事 権限移譲(有料・サ高住・小規模特養) に関する事 事業所選定委員会に関する事 地域密着運営委員会に関する事 給付の適正化に関する事 (5～6月入札) 居住支援協議会に関する事
	一般	山田 修平	2413	介護保険資格・賦課に関する事 介護保険補助金等報告・調査に関する事
	会計年度職員 (認知症地域支援推進員)	関 和美	2411	認知症地域支援推進員に関する事 認知症初期集中支援チームに関する事 認知症高齢者見守り事業に関する事 認知症サポーター養成講座に関する事 支援対象者事案情報提供書に関する事 認知症カフェに関する事 広報作成 (包括依頼分) に関する事 地域づくり連携会議 ケース対応 (虐待・困難事例) 3.4.5包括
	会計年度職員 (介護支援専門員)	小川 美奈子	2413	認定審査会に関する事 (主) 給付の適正化に関する事 (副)
	会計年度職員 (介護支援専門員)	増田 由美子	2414	認定審査会に関する事 (副) 給付の適正化に関する事 (主)
				特例入所・短期入所延長理由書・福祉用具貸与理由書に関する事

				介護保険給付QAに関すること
				事業所連絡会（ケアマネ連絡会、包括主任ケアマネ部会 必要時）に関すること
	会計年度職員	永易 莉緒	2412	認知症に関すること
	(保健師)			生活支援コーディネーターに関すること
				医療・介護連携に関すること
				圏域ケア会議・個別ケア会議に関すること
				地域包括支援センターに関すること（保健師職会）
				広報作成（包括依頼分）に関すること
				事業所連絡会に関すること（訪問看護連絡会・病院老健特養相談員連絡会等）
				ケース対応（虐待・困難事例）1.2.6包括